

平成26年 5 月臨時市議会議案集

(平成26年 5 月 8 日提出)

議案第 1 号 延岡市一般会計補正予算

(別冊)

議案第 2 号 専決処分の承認

報告第 1 号 専決処分の報告

報告第 2 号 専決処分の報告

議案第2号

専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めます。

平成26年5月8日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

次の事件については、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成26年3月31日

延岡市長 首藤正治

記

延岡市税条例の一部を改正する条例の制定

延岡市税条例の一部を改正する条例

延岡市税条例（平成4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第11条の3に次の1項を加える。

- 8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第26条第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第31条を次のように改める。

第31条 第61条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第61条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第31条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

報告第1号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年5月8日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年3月26日

延岡市長 首藤正治

負傷事故に伴う損害賠償の額の決定

相手方 延岡市浜町598番地4
大迫 律子

損害賠償額 535,026円

事故発生日時 平成25年9月20日 午後2時30分頃

事故発生場所 延岡市愛宕町三丁目157番地

事故の概況 本市職員が公用車で後退中、相手方運転の自転車に接触し、相手方が両膝、右足関節を負傷したものの。

報告第2号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年5月8日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年4月14日

延岡市長 首藤 正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市出北二丁目2番22 尾瀉 敏一
損害賠償額	20,485円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成25年11月13日 正午頃
事故発生場所	延岡市伊形町5809番3地先
事故の概況	相手方が自動二輪車で市道を走行中、道路の沈下した段差により同車両を損傷したものの。